

令和4年度第6回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年9月8日（木）
午前9時30分～午前11時10分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
6番 森 悦雄 7番 古田 茂
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男
14番 下村 帝 15番 北森 正誠
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 5番 田中 輝男
5. 議 題 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第26号 空き家に付随した農地の指定について
議案第27号 非農地証明書の交付について
報告事項第22号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第23号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、田中委員から欠席届けがあり、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和4年度第6回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。20番島田委員、22番中井委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は10件で、申請面積は36,153.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番、2番は、相手方の要望により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

3番と4番の譲受人は同一人です。

3番は、財産の処分のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。4番は、父から子である譲受人に、贈与により所有権を移転するものです。

5番は、祖父から孫へ贈与により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有

権を移転するものです。

7番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

8番と9番の譲受人は同一人です。

いずれも労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

10番は、民事調停により、共有持分6分の3について、この土地の共有者である譲受人2人に所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第24号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書6ページをご覧ください。

議案第24号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が1件、面積は114㎡、5条申請が9件、面積は28,667㎡です。

それでは、議案書7ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、大沢野地域大久保地区において、農家住宅敷地を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、既存敷地内の農機具倉庫が手狭で肥料などの農業用資材置場が不足してい

ることから隣接地において農作業場を整備のため申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、申請書には始末書の添付がでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして8ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、呉羽地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の〇〇〇〇は、障害福祉サービス業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存敷地の駐車場に新たにグループホームを3棟新築したため、利用者及び従業員の駐車場が不足していることから隣接地において新たに駐車場を整備するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請2番は、大沢野地域大沢野北部地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域内の用途区域に指定されており、更地での分譲が可能となります。転用の概要といたしましては、近隣には教育施設、医療機関やスーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。平均区画面積は約180㎡で全12区画を計画されております。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、大山地域大庄地区において、ドラッグストアを建築する計画であります。申請者の●●●●は主に医療品などの製造、販売を行っております。転用の概要といたしましては、大山地域中心部は国（総務省）から買い物弱者として設定されており、高齢者生活徒歩可能圏（1km）において食品や日用品を購入する大型商業店舗が無いため、今回、ドラッグストアの建築を申請されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設、地区センターがあり、全面道路に公共上下水道が埋設されていることから、農地区区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書9ページをご覧ください。5条申請4番は、大山地域大庄地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に

合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請5番は、大山地域上滝地区において、認定電気通信事業者が電線撤去工事に伴う作業車両の駐車場として一時的に利用する転用の計画であります。認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路や中継施設等の敷地を転用する場合は転用許可不要となりますが、今回は鉄塔の敷地ではないため許可が必要となるものです。期間は許可日から令和5年3月31日までとなっております。計画している敷地については、原状回復が確実であり、鉄板を敷き詰めるなど、撤去後も農地に支障を及ぼさないよう配慮されることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請6番は、八尾地域杉原西地区において、一般住宅建築の計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、八尾地域の山間部において夫婦で生活しておりますが、身体的な支援が必要となったため、相互扶助に適した兄弟の居住している申請地周辺において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が96%を超えており、第3種農地の要件を満たしていることから、原則許可案件となります。

議案書10ページをご覧ください。5条申請7番は、婦中地域鶴坂地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の△△△△は医薬品などの製造売買及び輸出輸入業を行っております。転用の概要といたしましては、現在、婦中町西本郷の企業団地においては第1及び第2製剤工場及び駐車場、緑地帯として利用しておりますが、来年4月より既存敷地地内において新たな工場及び倉庫を建築する予定であり、社員駐車場が不足することから、駐車場の整備のため申請されたものでございます。申請地より半径300mの範囲の中に鉄道の駅があることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請8番は、婦中地域宮川地区において、残土仮置場の一時転用の計画であります。申請者の▲▲▲▲は建築工事や土木工事の施工監理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、▲▲▲▲は現在、婦中土地改良区の下請けとして他の同業者と残土処理を行ってききましたが、同業者が撤退したことにより、自ら残土置き場を確保する必要が生じたため、今回、一時的に申請地を残土置場とするため申請されたものでございます。期間は令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間です。計画している敷地については、原状回復が確実であり、周辺農地に支障を及ぼさないよう配

慮されることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請9番は婦中地域婦中熊野地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請者の■■■■はスマートフォンなどの通信機器販売業を営んでおります。転用の概要といたしましては、現在、既存地の駐車場は、来客用と従業員用を併用しておりますが、来客が集中する際、既存駐車場では対応できないため、既存駐車場を来客用の駐車場にし、申請地を従業員駐車場として確保するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、婦中町蔵島で居住し、事業を行っている者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断することができますので、許可基準は集落接続を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第24号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、11ページから14ページです。

所有権移転は1件で、移転面積は、4,139㎡です。

利用権設定は、今回は1件の貸し手から相対により申し出があり、契約期間は、6～9年です。設定面積は、644.00㎡です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

会 長 異議なしとのことですので、議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第26号空き家に付随した農地の指定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第26号空き家に付随した農地の指定についてご説明いたします。

議案書のページは、15ページです。

先月の総会において議案書様式の記載の仕方についてご意見がございましたので、8月18日に開催された運営委員会にて協議の上、富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱に基づき、議案書を変更いたしました。

表題につきましては、空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、から、空き家に付随した農地の指定について、に変更し、文章につきましては、空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、次のおり定めることについて議決を求める、から、次のおり空き家に付随した農地の指定について、議決を求める、に変更いたしました。

また、農地の所在地に加えまして、登記簿地目・面積、申請者住所・氏名を記載いたしました。

なお、告示の際は、農地の所在地のみの記載内容となります。

それでは、今回の申請についてですが、件数は1件です。

別紙の位置図を併せてご覧ください。

位置図の斜線の箇所が、今回申請のありました農地です。太線で囲んである箇所が、空き家の所在地です。

1番は農地は2筆あります。所在地は婦中町◎◎◎◎番地ほかです。

合計面積は480.00㎡です。空き家の所在地は婦中町◎◎◎◎番地です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました空き家に付随した農地の指定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、空き家に付随した農地の指定をすることに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第26号空き家に付随した農地の指定について、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、議案第27号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号非農地証明書の交付についてご説明いたします。

議案書のページは、16ページから17ページです。

各案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第27号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第22号 農地法第3条の3の規定による受理について
第23号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第22号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、18ページから23ページです。
今回の受理件数は19件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、5番の分で1件ありました。

報告事項第23号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは24ページから29ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が12件、合わせて15件、面積は合わせて25,467.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、26ページ5条の1番、28ページの11番、29ページの12番です。

報告事項第24号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、30ページから32ページです。

解約件数は5件で、解約面積は14,933.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

議案書にはございませんが、令和4年6月総会にて審議いただきました、中間管理機構通しの利用権設定にかかる、農用地利用配分計画につきましては、富山市提出の原案通り認可された旨、富山県より通知がありましたので、ご報告します。

ご覧になりたい方はこちらに置いておきますので、ご覧ください。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等

がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これを持ちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 続きまして、3. 協議事項に入ります。まず「令和4年度農業委員会視察計画（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （事務局 説明）

会 長 それでは、ただ今説明がありました視察計画について、ご意見、ご質問があれば承ります。

◇◇委員 1番の方がいいのではないかと。見てきてからここで総会すると疲れるので、午前中に総会をして終わってから視察するのがいいと思います。

会 長 それでは、今年度の視察は計画案のとおりとし、「午前総会・午後視察」とすることでよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

会 長 それでは、今年度の視察の詳細については、後日事務局からお知らせします。

会 長 次に「令和5年度富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」（素案）」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （事務局 説明）

会 長 それでは、意見書について追加や改善など、ご意見、ご質問があれば承ります。

□□委員 議案書のペーパーレスがまだ認められてない中で、タブレット端末はどういう目的で我々に提供されるのですか。

事 務 局 1つ目は利用状況調査を紙ベースの地図をお渡ししておりますが、デジタル地図を利用できるようになる予定です。写真もタブレット端末で撮りまして農地一筆に紐つけて保存ができます。

2つ目は来年度改正になる農業経営基盤強化促進法において地域

計画の目標地図を作るというのが農業委員会の仕事になる予定です。農地所有者の意向情報を確認するアプリがありまして、これをタブレット端末に入力する予定です。それも農地一筆ごとに所有者の意向情報を入力するという事になります。現地確認、意向確認2つのアプリをタブレット端末に入れて、農業委員の皆様にご業務を行っていただきたいと考えております。今まで紙でお渡していた紙地図が全てデジタル地図に代わる予定です。利用状況調査などの写真をデータや現物で提出していただいておりますが、タブレット端末で写真を撮って記録できるようになります。農地所有者の意向確認をタブレットで行い、紙で記載せず、タブレットの中で農地を選んで入力することが可能となります。

ペーパーレスにつきましては、議案書を紙ではなくてデータで登録してということを考えておりましたが、まだ認められていないので、来年度以降要望していきたいと考えています。

▽▽委員 デジタル地図というのはどの程度の情報、◆◆◆◆や住宅地図の方がよっぽど詳しい。ちょっと心配。

事務局 実際のところ使われるのは、農地ナビの地図となる予定です。住宅地図メーカーの地図でなく、国のアプリになるので、国の持っている地図となると農地ナビの地図になります。

▽▽委員 農地ナビの情報は古い。

▼▼委員 タブレットを総会会議に使用しないのならもらっても意味がない。早急にもらう必要がない。議案書が入っていて眺めながらデータを入れるなら別だが。タブレットをもらって利用状況調査の日まで家で保管するのか。

事務局 外に出ていただいたときに、見回りをしていただきたいとお願いをしておりますが、その際に例えば草が生えてる田んぼや、耕作されていない田んぼがあった場合、タブレット端末で遊休農地になっている場合、その場で登録してもらうことも想定しております。

農地法3条4条5条の現地確認をしてもらっておりますが、地図を紙で送っていますが、こちらでもデジタル地図を使っただき、確認をもらうことも考えております。その時だけでなく、利用状況調査も含めて、日頃の農地見回り活動や、農業者の意向等も是非登録していただきたいと考えております。

▼▼委員 活動記録簿の入力もタブレットとするのか。

事務局 国の方で活動記録簿のアプリも準備しておりますので、準備出来次第、ご案内させていただきます。

◆◆委員 1 ページ目の 5 番目は私が要望した緊急の課題になっております。山田地域においては来年から耕作について、集落営農そのものが崩壊しかかっているのです、緊急事態になってきております。集落営農がそっくりなくなる。集落が耕作放棄地になる可能性すらある。緊急対策を大至急要望してもらいたい。

☆☆委員 3 ページの 2 番ですけど、新規就農者の指導はわかるが監視というこの言葉、こういう言葉を使わなければならないのか。
それと 4 ページの 3 番です。転作面積半分以上の転作者への支援。
◆◆さんの話ではないが、私らは中山間地ですので、他に転作してる人がいっぱいいて、営農組合からすると、転作しなければならない人の、半分さえ転作しない。それでも生産組合の中で動かしているのです、通っているのですこの文章にひっかかるのか、ひっかからないのかです。2 点お願いします。

事務局 検討させていただきたいと思います。

★★委員 3 ページ目の支援対象の拡大と書いてあるが、富山県で農業高校は一カ所しかない。若者をいかに農業に興味を持たせ、勉強して、就農していくかという事を強く検討していくべきではないか。担い手の減少、高齢化に伴う農業従事年齢の高騰を言ってくるが対策がなされていない。最終的には外国人労働者を雇用して営農組合、多くの組織が農業を推進されているのだが、富山県は水田県でありながら、農業を勉強する機会がほとんどない。その機会を中学出て高校ぐらいのときに卒業してすぐ地域の農業に携わる、営農組合に入る、自ら農業を経営する等の教育方針が、将来的に日本の農業、地域の農業を守る。

地域の衰退は農業の衰退。農業の衰退は地域の衰退と話をしたことがあるが、表面的には文言がきれいに書いてあるが、文章表現の自己満足です。具体的にどうすべきか、こんなことをしてほしいといった具体的な案を入れながら要望をしていてもらいたい。

事務局 素案として簡単にまとめておりますが、案にするときは具体的な表現を含めながら意見として作成させていただきます。

★★委員 市への要望は結構表面的にはある。何を市に要望するのかと言い

たくなる項目が全部。こういう風な要望をしたい、具体的に記載した方が、理解をしていただきやすい気がする。農業委員会事務局としてそんな風に対応していただいた方がよろしいと思います。

会長 　ただ今のご意見やご提案がありました内容を追加修正し、次回の総会で意見書（案）を提示し、再度協議したいと思います。

会長 　４．事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。